

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	倉吉市 地方税滞納管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、地方税の滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和6年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税滞納管理事務
②事務の概要	<p>地方税滞納管理事務は、地方税法その他の地方税に関する法律の規定に従い、地方税の徴収のため、納税義務者及びその関係者に対して、次に掲げる事務を行うものである。</p> <ol style="list-style-type: none">滞納者の把握事務 納税者が保有する課税情報、滞納情報をはじめ世帯情報、所得情報、資産情報、生活状況情報等を管理し、滞納整理を実施するための実態を把握する。督促催告事務 納期限までに完納しない納税者及びその関係者に対し、督促状や催告書を発送して納付を促す。納付交渉 納税者及びその関係者に対して文書、電話等により納付の交渉を行う。また、納付交渉を行った結果を経過記録として管理する。実態調査、財産調査事務 滞納者の滞納処分に必要な情報を取得したり、支払能力について把握したりするため、他機関に実態調査を行う。滞納処分事務 督促状や催告書による納付催告を行っても納付に応じない場合は、財産調査の結果を受けて滞納者に対して差押、参加差押、交付要求等の滞納処分を行う。滞納処分停止事務 実態調査又は財産調査の結果、滞納処分が行えない場合に、滞納処分の停止又は即時消滅を行う。猶予事務 滞納者からの申請、交渉、実態調査等の結果により納付ができないと判断した場合は、納付の猶予を行う。不納欠損事務 滞納整理の結果として、滞納処分の停止後3年経過、即時消滅あるいは時効により不納欠損処理を
③システムの名称	①滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)滞納管理特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <ul style="list-style-type: none">第9条第1項別表 項番24 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 総務課 電話0858-22-8111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市 市民生活部 税務課 電話0858-22-8113

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-5-②	税務課長 谷口 剛	税務課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	II-1	平成27年10月9日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-2	平成27年10月9日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年3月5日	I-5-①	総務部 税務課	生活産業部 税務課	事後	
令和3年3月5日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 税務課 電話0858-22-8114	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市 生活産業部 税務課 電話0858-22-8113	事後	
令和6年9月2日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一 項番16、30 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番24 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法の改正に伴う修正
令和6年9月2日	I-5-①	生活産業部 税務課	市民生活部 税務課	事後	
令和6年9月2日	I-8	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市 生活産業部 税務課 電話0858-22-8114	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市 市民生活部 税務課 電話0858-22-8114	事後	
令和6年9月2日	II-1	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年9月2日	II-2	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	